

ご利用ください 町の支援制度

各分野に分けた補助金制度を中心に掲載しています。今回紹介するほかにも、支援制度があります。条件等詳細について各担当課へ問合せのうえ、ご利用ください。

商工業支援

担当：商工観光課商工労働係 ☎0234-42-0138

補助金・事業名	対象	補助額
商工業振興支援事業補助金	土産品開発支援事業	地域の特色を生かした土産品や特産物の研究開発または販路拡大を目的とした事業 事業費の1/2以内 上限10万円 ※新たに営業許可を受ける場合は事業費の2/3以内、上限15万円
	工業展・物産展出展者支援事業	工業展、商談会または物産展等に出席する事業で、経費が3万円以上のもの 出展経費の1/2以内 上限1出展10万円、年額20万円
	加工設備等導入支援事業	新産業創造館の6次産業化貸工房への入居決定を受けた方 事業費の1/2以内 上限100万円
商店街活性化キャンペーン事業助成金	①協同組合ギフト庄内町が実施するプレミアム付き商品券発行事業 ②町内商工業者団体等が実施する商店街への集客を目的にした事業 ③魅力ある個店および商店街づくりに資する事業	対象事業費の1/2以内
中小企業等人材育成事業	若手人材（平成31年3月31日現在で、満15歳から満40歳までの方）を育成する中小企業者、匠工事業主等	①中小企業の経営者・従業員等の研修に係る経費（入学金、受講料、教材費）の1/2以内 ②職業訓練校等での研修に係る経費（入学金、受講料、教材費）の合計額 ③匠工事業主等が経験の浅い従業員に実技指導を15日以上実施した月数に25,000円を乗じた額 上限①と②の補助については20万円
企業振興条例による支援制度	企業振興奨励金	工場等を新設、移設または拡充を行う場合、町民を新たに雇用する等の条件を満たすとき 固定資産税相当額を2～5年間交付
	用地取得助成金	庄内町臨空工業団地あまるめの用地を取得した事業者 面積に応じて価格の35%～50% 上限4,000万円
	雇用促進助成金	町が指定する地域で工場等を新設、移設または拡充し、従業員を新たに20人（中小企業者は5人）以上雇用したとき 1事業者につき上限400万円
産業立地促進資金（山形県商工業振興資金）	工業団地等に立地しようとする方、大規模な立地を行おうとする方等	融資利率：年0.7%（変動） 上限10億円 ※商工業振興資金利子補給補助金の対象資金です。（融資を受けた場合に利子の1/2を3年以内で補助します）

雇用・労働支援

担当：商工観光課商工労働係 ☎0234-42-0138

補助金・事業名	対象	融資限度額
勤労者生活安定資金	町内に在住する勤労者の方で、組合や貸付共済制度を有しない企業等で働く方	①生活資金100万円 ②教育資金300万円 ③福祉資金100万円 ④自動車資金200万円
雇用相談・内職相談（在宅ワーク等相談）	※ハローワークと連携し、求人情報等をもとに、専門員（雇用産業活性化支援員）が雇用や内職相談に応じますのでお気軽にご相談ください	

金融支援

担当：商工観光課商工労働係 ☎0234-42-0138

補助金・事業名	対象	補助額
商工業振興資金利子補給補助金	山形県商工業振興資金のうち、対象資金の融資を受けた中小企業	利子の1/2 ※認定は1事業者につき年度内1回限り
山形県信用保証協会保証料補給金	山形県信用保証協会	山形県信用保証協会が中小企業等に対して行う債務保証に係る保証料の一部

農業支援

担当：農林課農産係 ☎0234-42-0169

補助金・事業名	対象	補助額	
農業本気やる気プロジェクト支援事業補助金	6次産業化支援事業	加工施設整備費・販売施設整備費	経費の1/4以内（団体は3/10以内） 上限30万円
	園芸産地拡大強化支援事業	パイプハウス等園芸施設設置経費	経費の1/4以内（団体は3/10以内）
	施設園芸周年化拡大支援事業	園芸施設の附帯設備暖房機導入、土地基盤整備や連作障害対策のハウス移転	経費の1/4以内（団体は3/10以内） 上限100万円
	農業共同施設機械等導入支援事業	農業者団体が農作業の効率化、生産拡大等につながる農業用機械設備を導入する事業	経費の1/10以内 上限100万円
畜産経営安定化推進事業補助金	畜産農家の経営安定化・規模拡大を目的とした、繁殖・増頭、防疫、価格差補填に係る経費	メニューにより異なりますので、問合せください	
有害鳥獣被害軽減モデル事業費補助金	鳥獣による農林水産物等の被害防止を目的に設置する電気柵およびワイヤーメッシュ柵導入経費ほか	経費の1/2以内	

※その他、国や県の補助制度もあります

農業経営支援

担当：農林課農政企画係 ☎0234-42-0167

認定農業者制度、経営体育成支援事業、新規就農者への研修や給付金制度、花き等園芸作物ほかのアドバイザー制度、経営所得安定対策事業、環境保全型農業直接支援対策など、農業経営全般支援制度の相談を受付しています

狩猟免許取得支援

担当：環境防災課環境係 ☎0234-56-2909

補助金・事業名	対象	補助額
新規狩猟免許取得支援事業補助金	猟友会や町鳥獣被害対策実施隊員の増員を目的に、狩猟免許取得に係る経費を補助	経費の1/2以内

林業振興支援

担当：農林課農林水産係 ☎0234-43-0308

補助金・事業名	対象	補助額
木質ペレットストーブ等導入支援事業補助金	町内の住宅、事業所、農業用施設等のペレットストーブ、チップストーブ、薪ストーブを設置する方	補助対象経費の17% 上限5万円
地元産材利活用推進補助金	町産木材を使用して一定の条件を満たす住宅を建設する方	定額15万円

※どちらの補助金も県に同様の補助制度があり、併用できます

若者移住支援

担当：企画情報課まちづくり推進係 ☎0234-42-0162

補助金・事業名	対象	補助額
庄内町結婚新生活支援事業費補助金	・平成31年1月1日～令和2年3月31日に婚姻届を提出し受理された夫婦で、受理された時点で満34歳以下の夫婦 ・新婚世帯の所得合計額が340万円未満 ・他の公的制度による家賃補助等を受けていない世帯	賃貸住宅の住居費及び引越費用 上限 1世帯当たり30万円
庄内町移住新生活支援事業費補助金	①夫婦の両方または一方が満45歳未満（申請書提出時の年齢）の移住世帯 ②夫婦および満18歳未満の子（平成31年4月1日現在）のいる移住世帯 ③母子家庭または父子家庭の移住世帯 上記いずれかに該当し、令和元年度中に町内の民間賃貸住宅に入居かつ5年以上居住する意思があり、町内に住宅を有していない方	民間賃貸住宅の住居費および引越費用 ・住居費（敷金、礼金（保証金等含む）、仲介手数料） ※家賃および共益費は対象外です ・引越費用（令和元年度中に運送業者へ支払ったもの） 上限 対象経費の合計額とし①は5万円、②および③は10万円

空家解体支援

担当：建設課都市計画係 ☎0234-42-0860

補助金・事業名	対象	補助額
庄内町老朽空家解体支援事業	・住居として使用されていた空家 ・国が定める住宅不良度の測定基準により不良住宅に該当する空家 ※老朽度の事前調査を行い、その評価点に応じた補助となります	空家の解体、撤去、処分費用 ①老朽度事前調査で100点以上 対象経費の1/2 上限…町内業者施工50万円 町外業者施工40万円 ②老朽度事前調査で10～99点 対象経費の3/10 上限…町内業者施工30万円 町外業者施工24万円

空家活用支援

担当：企画情報課まちづくり推進係 ☎0234-42-0162

補助金・事業名	対象	補助額
庄内町空き家利活用促進事業補助金	・町の空き家バンクに登録している空き家の所有者または売却・賃貸を行うことができる権利を有する方 ・平成31年4月1日～令和2年3月20日に空き家を購入した方または借り受けた方	家財道具その他不要物の搬出・処理手数料、収集運搬費用、リサイクル料金、廃棄処分業者への委託費用、ハウスクリーニング費用等 対象経費の1/2とし、上限20万円

住宅支援

担当：建設課都市計画係 ☎0234-42-0860

補助金・事業名	対象	補助額
庄内町住宅リフォーム祝金	専用住宅等の増築、改築、修繕、設置工事を行う方で、施工にあたり県内業者と契約する方	交付対象工事費の10%（三世帯・移住・近居・新婚・多子世帯の要件に該当すれば20%） 上限 20万円（上記の世帯の要件に該当した場合や、県産木材3㎡以上使用または空き家を対象とした場合は、さらに補助額と限度額が上乘せされますのでご相談ください）
庄内町持家住宅建設祝金	専用住宅や店舗等の新築、増築、改築、修繕、設置工事を行う方で、施工にあたり町内業者と契約する方	①新築工事の場合 交付対象工事費の7%（三世帯・移住・近居・新婚・多子世帯の要件に該当すると10%） 上限 70万円（上記の世帯要件に該当すれば100万円） ②①以外の場合 交付対象工事費の8% 上限80万円
庄内町ブロック塀等撤去支援事業	コンクリートブロック造または組積造で、道路路面からの高さが1m以上（基礎・擁壁含む）であること ※ブロック塀等の撤去のみの場合	撤去に要する工事費1/2または撤去したブロック塀の面積に1㎡あたり9千円を乗じた1/2のいずれか少ない額（限度10万円）
庄内町木造住宅耐震改修事業	平成12年5月31日以前に着工された住宅で耐震診断評価が0.7未満のもの	耐震改修に要する費用の1/2 限度額…100万円
庄内町木造住宅耐震診断制度	平成12年5月31日以前に着工された木造住宅で一般診断法による耐震診断を過去に受けていないもの	1棟あたり80,560円 （申込者負担額8,000円）
庄内町建築物耐震診断補助金	民間建築物で、昭和56年5月31日以前に着工されており、耐震改修が必要と判定された場合は5年以内に耐震改修の実施に着手する予定であるもの	耐震診断に要する費用の2/3 限度額 ・1,000㎡以内の部分 （床面積） 1㎡あたり2,000円以内 ・1,000㎡超2,000㎡以内 1㎡あたり1,500円以内 ・2,000㎡超の部分 1㎡あたり1,000円以内

若者定住支援

担当：建設課都市計画係 ☎0234-42-0860

補助金・事業名	対象	補助・支給額
庄内町若者定住促進事業助成金	本町に定住する意思を持って住宅を取得する満41歳未満の若者夫婦世帯（母子・父子世帯を含む）	住宅取得価格の10% 上限 ① 町外居住者に該当する場合 100万円 （町内建設業者を利用した場合 150万円） ※町外居住者の要件は、問合せください ② ①以外の場合 30万円

子育て支援

担当：子育て応援課子育て支援係 ☎0234-56-2216

補助金・事業名	対象	補助・支給額
ひまわりっ子誕生祝金	第3子以降のお子さんが誕生された方 ※本町の区域内に住所を有する方で、現に2人以上の兄弟を養育されている等条件あり	出生児第3子…10万円 第4子…20万円 第5子以降…30万円

少子化対策支援

担当：保健福祉課健康推進係 ☎0234-42-0147

補助金・事業名	対象	補助・支給額
特定不妊治療費助成金	不妊治療のうち体外受精および顕微授精等を受けている夫婦	助成対象治療費から、山形県から受けた助成金の額を差し引いた額 助成対象治療1回につき上限10万円 ※男性不妊治療費への助成の詳細は問合せください

医療支援

担当：保健福祉課健康推進係 ☎0234-42-0147

補助金・事業名	対象	補助・支給額
医療用ウィッグ購入助成金	がんと診断され、がんの治療を行っている方で、がんの治療による脱毛のため就労や社会参加等に支障があるまたは支障が生ずるおそれがあり、ウィッグが必要となる方	2万円または医療用ウィッグ購入経費の1/2に相当する額のいずれか低い額 ※助成対象者1人につきウィッグ1個で1回限り
骨髄移植ドナー助成事業	日本骨髄バンクにドナー登録をしている方で、骨髄または末梢血幹細胞の提供を完了した方	骨髄等の提供に要した日数に応じ、1日2万円を助成（上限7日間） ※1回の骨髄等の提供につき14万円

高齢者支援

担当：保健福祉課健康推進係 ☎0234-42-0147

補助金・事業名	対象	補助・支給額
高齢者肺炎球菌任意予防接種助成事業	定期予防接種対象外の満65歳以上の方でこれまで接種を受けたことがない方、または過去の接種から5年以上経過し、2回目の接種を希望する方	2,000円

水道支援

担当：企業課工務管理係 ☎0234-42-0187

補助金・事業名	対象	補助額
鉛製給水管改修助成金	個人や事業所等において、水道メーター周りに使用されている「鉛製の水道管」を鉛以外の材質に取り替える方	対象の工事費用 上限 水道メーター1カ所につき2万円